

輪島市監査公表第 26 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年10月29日

輪島市監査委員 渕 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年10月25日（金） 防災対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○特別警報を想定した本市で初めての防災総合訓練が、10月20日に門前町浦上を主会場で、豪雨により土砂災害が発生したとの想定で実施された。今回は、実践に近い訓練を目的とし取り組まれたが、各担当係・地域住民と共に迅速に対応できたことが伺われた。反省、課題点については、関係機関と十分検討し今後の成果につなげていただきたい。

近年、自然災害発生の危険性を鋭敏に察し、住民を避難させる自治体の判断力と責任の重大さが示されている。市民が適切な行動が取れるよう避難所の周知・防災に関する知識の普及に努め、引きつづき危機管理体制の強化に取り組んでいただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。